

尾花沢市立常盤小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。（ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。）

2 いじめ防止対策の基本理念

- いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの学校、どの子ども起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得る。
- いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、徹底して守り抜く。

3 いじめ防止対策の基本体制

（1）未然防止のために

① いじめを許さない意識づくり

いじめは絶対にしてはいけないということを様々な機会を捉えて指導していく。

② 児童も、教師も、保護者もプラス思考で考える安らぎのある学校づくり

「思いやり」「自尊感情」を育てるには、まず教師がプラス思考で、日頃から子どもたちの活動する姿を見逃さずに、どんどん褒める。

また、保護者にも児童の活躍や成長の様子を、学級通信や連絡帳で時を置かず伝えていく。

③ 子どもたちの「関わり合い」「わくわく感」「達成感」のある活動づくり

教職員の創造力あふれる「授業」「教育活動」が、互いに認め合い、教え合い、高め合う等、温かい人間関係をつくります。

④ インターネットによるいじめの増加に伴い、児童・保護者への啓発活動を実施

小学生でも携帯、スマートフォン、ゲーム機、PC等でインターネット情報が得ることができ。情報の特性、悪用の危険性について、村山教育事務所や尾花沢警察署と連携し、年1回は児童・保護者対象の講習会を開く。

（2）早期発見のために

① 日常から一人一人の児童に声をかけ、兆候をつかむ。

授業中はもちろん、登下校や休み時間の様子、表情をよく観察する。

いつも笑顔で接し、児童とのラポートを築く。

何より児童の変化を見逃さない職員の感性が最大の防止策である。“変だ？”と思ったら、その日のうちに報告・連絡・相談をする。

② 定期的なアンケート調査や個人面談、Q-Uテスト等を通じて兆候をつかむ。

「いつでも」「どこでも」「だれにでも」起こり得ることを想定し、定期的に児童の声を聞く機会を設ける。（生徒指導部が企画する）

- ・定期的な「学校生活アンケート」の実施
- ・年2回の「いじめ発見調査アンケート」の実施（6月・11月）
- ・学期1回以上の個人面談の実施
- ・月1回の「子どもを語る会」の実施

③ 担任外との連携による情報収集

“生徒指導は全職員で”を合い言葉に、小規模校の良さを生かして全職員で全児童を育てる。

④ 地域、保護者との連携による情報収集

警察、民生児童委員、子ども見守り隊、保護者など学校に関係する人たちから校外生活情報を定期的に提供してもらう場を設定する。（区長等懇談会、常盤地区防犯会議、交通安全協議会など）

(3) 発見時の対応について

① 校長・教頭の強力なリーダーシップのもと、生徒指導主任を中心に解決までの役割分担を適切に行う。

担任に一人に任せるのではなく、“TEAMときわ”で役割を分担して対応する。

- ・該当児童からの情報収集（各担任）
- ・問題の全体像の集約と共有（生徒指導主任、教頭）
- ・該当児童へ指導（各担任。場合によっては校長、教頭）
- ・保護者への対応（校長、教頭、担任）
- ・教育委員会等関係機関（教委、警察、児相、医療機関等）との連絡相談（校長、教頭）

② その日のうちに「正確な」情報を収集する。（各担任等）

変化の兆候や情報を得たら、その日のうちに「いじめられた側」と「いじめた側」の事実関係、心理的な背景に矛盾がなくなるまで正確に把握するように努める。

○被害者の聞き取り → 「必ず守る」という姿勢を示しながら、両者の言い分を冷静に比較する。被害を受けたことしか言わない。一方的に被害を受ける場合もあるが、少なからずきっかけが自分にある場合もあるので反省する点がないかなども振りかえさせる。

○加害者の聞き取り → 家庭環境、人間関係など複雑な要因があるので、一方的に問い詰めない。「なぜなのか」をしっかりと語らせながら、自分の行為を認識させ、より深い反省を促すようにする。

（偏った聞き取りにならないようにする。また、学校や教師への不信感をもたれないように両者の言い分に矛盾がなくなるまで聞き取る。）

③ その日のうちに被害者、加害者へのケアや対応、保護者への説明に努める。

悶々とした日々を過ごしている被害者や保護者の立場に立って素早い対応を心がける。

（「なぜ、もっと早く」と思うのが保護者。知り得た時点で素早く対応する。）

④ 学校外とのかかわりが出てきた場合には、速やかに関係機関との連絡を行う。

問題が学校外に及ぶことが判明した場合、校内での対処がむずかしいと判断される場合には、関係機関（教委、警察、児相、医療機関等）と連携して対処する。

⑤ 重大事態が発生した場合は、素早く市教育委員会に報告する。

重大事態とは、次のような場合である。

- ア 児童の生死に関わる場合
- イ 児童に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 児童の身体に重大な障害を負わせた場合
- エ 金品等に重大な被害を被った場合

(4) いじめの解消

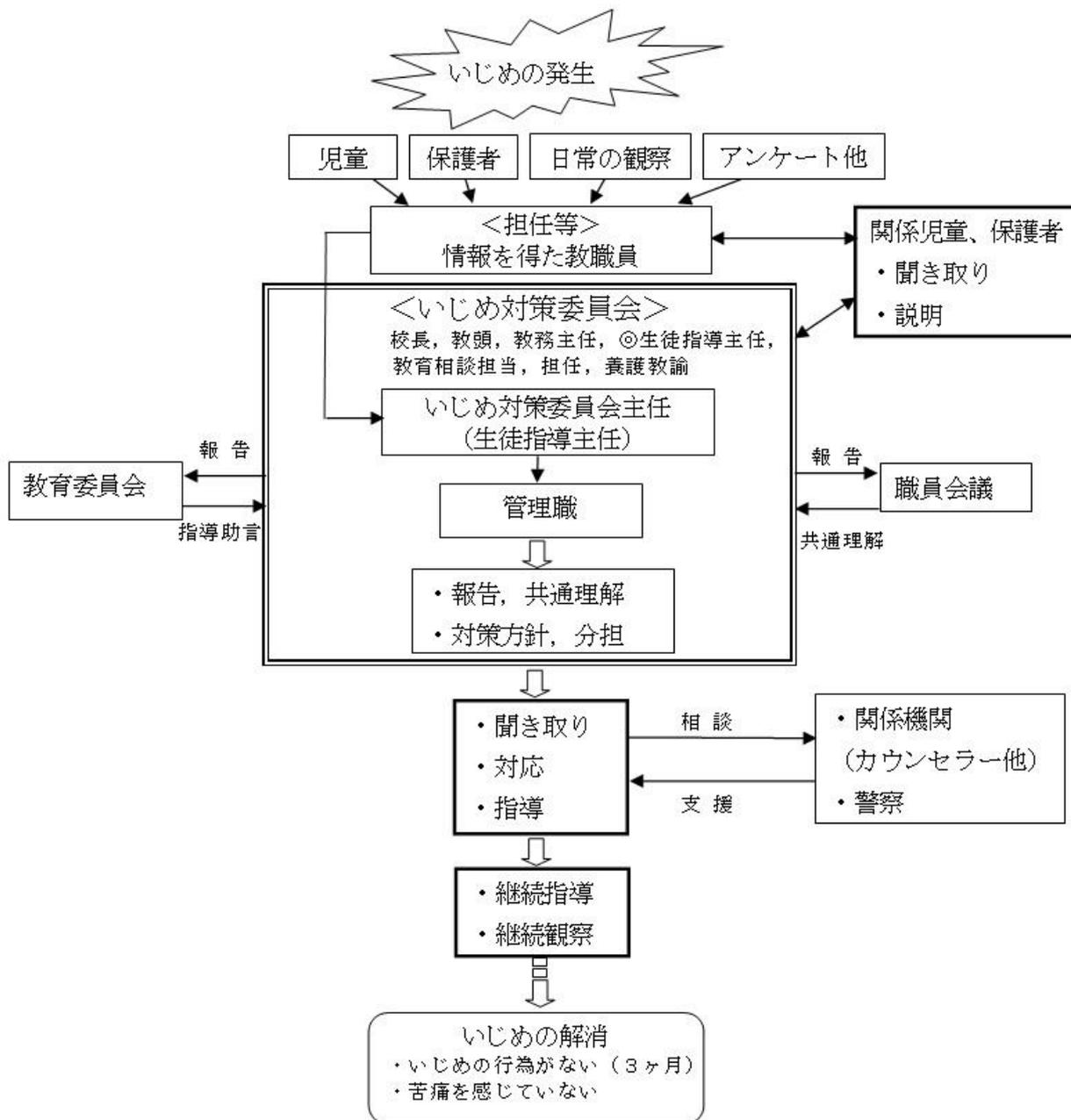
少なくとも、次の二つの要件を満たす必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的・行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。



4 現代的課題への対応

(1) インターネットいじめへの対応

携帯電話・スマートフォンやパソコン，ゲーム機や音楽再生機等を通じて，インターネット上のウェブサイトの掲示板などに，特定の児童生徒の悪口や動画を掲載したり，メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うものである。他のいじめと同様に決して許されるものではなく，いじめの特徴を理解した上で，早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく。

① 情報モラル指導の徹底

- ・外部講師を招聘しての児童対象の情報モラル教室を実施する。
- ・道徳の時間を中心に，人権尊重の心を育む。

② 家庭・地域，PTAとの連携

- ・PTAネットモラル研修会を実施する。
- ・学級懇談会や区長等懇談会等で，児童の現状や校内での指導状況について情報提供し，家庭や地域での実態とも合わせて情報共有し，早期発見・早期対応への協力を求める。

③ 早期発見への取り組み

- ・インターネット上のいじめも，現実での人間関係が強く反映されている場合が多いので，児童が見せる小さな変化やサイン見逃さない。
- ・児童が，自分自身もしくは身近な友達へのいじめを発見した際，すぐに担任に相談できる体制をつくる。

④ 早期対応への取り組み

- ・被害の拡大を避けるため，迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・市教育委員会との連携を通して，警察・法務局とも連携を図りながら対応していく。

(2) 教育的諸課題から配慮すべき児童への対応

学校として特に配慮が必要な児童については，校内支援委員会や職員会議で，児童の障がいや実態，状況などを理解し，職員全体で共通理解を深め，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。配慮すべき児童としては，

- ・発達障がいを含む，障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童
- ・性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒

等が挙げられる。

5 評価

いじめ問題に対する学校の取り組みに関する評価を毎年行い，必要に応じて見直しを図る。